鳥取県公報

平成27年11月10日(火)
号外第１０６号

毎週火・金曜日発行

目　　　　　　　　次

◇　規　　則　　地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則（56）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

◇　病院局管理規程　　鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（７）（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

◇　病院局訓令　　鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令（１）（〃）・・・・・・・・・・・・・9

══════公布された規則のあらまし══════

◇地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正について

１　規則の改正理由

鳥取県立中央病院の中央手術室が手術センターに、中央滅菌材料室が滅菌材料室にそれぞれ改められることに伴い、所要の改正を行う。

２　規則の概要

（１）　地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正

政治的行為が制限される職から中央手術室長及び中央滅菌材料室長を削り、滅菌材料室長を加える。

（２）　鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正

任免に知事の同意を要する主要な職員から中央手術室長及び中央滅菌材料室長を削り、滅菌材料室長を加える。

（３）　施行期日は、公布日とする。

規　　　　　　則

地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月10日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県規則第56号

地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正）

第１条　地方公営企業法第39条第２項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第２項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。 （１）　略 （２）　病院局 ア～サ　略 シ　室長（医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新病院建設推進室<u>、滅菌材料室</u>、新生児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、がん相談支援室、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。） ス　略	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第２項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。 （１）　略 （２）　病院局 ア～サ　略 シ　室長（医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、健診室<u>、中央手術室</u>、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室<u>、中央滅菌材料室</u>、新病院建設推進室、新生児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、がん相談支援室、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。） ス　略

（鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正）

第２条　鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（平成７年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院長、部長、センター長、副センター長、副局長、室長（医療安全対策室、感染防止対策室、医療	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第１項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院長、部長、センター長、副センター長、副局長、室長（医療安全対策室、感染防止対策室、医療

安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新病院建設推進室、滅菌材料室、新生児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、がん相談支援室、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。）及び副室長（医療安全対策室、医療安全・感染防止対策室、女性職員支援室及びがん相談支援室の副室長に限る。）の職を占める職員とする。	安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、健診室、中央手術室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、新病院建設推進室、新生児集中治療室（厚生病院の新生児集中治療室を除く。）、がん相談支援室、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。）及び副室長（医療安全対策室、医療安全・感染防止対策室、女性職員支援室及びがん相談支援室の副室長に限る。）の職を占める職員とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月10日

鳥取県営病院事業管理者　渡　　部　　哲　　哉

鳥取県病院局管理規程第７号

鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

（鳥取県病院局組織規程の一部改正）

第１条　鳥取県病院局組織規程（平成７年鳥取県病院局管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr>
<td>
（病院の内部組織の設置）
第５条　次の表の第１欄に掲げる病院ごとに、同表の第２欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第３欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第４欄に掲げる室を置く。
<table>
<tr><td rowspan="9">鳥取県立中央病院</td><td rowspan="3">医療局</td><td>略</td></tr>
<tr><td>健診室</td></tr>
<tr><td>略</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療技術局</td><td>略</td></tr>
<tr><td>栄養管理室</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>感染防止対策室</td><td></td></tr>
<tr><td>手術センター</td><td>滅菌材料室</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
（病院の所掌事務）
第６条　病院の所掌事務は、次のとおりとする。
<table>
<tr><td rowspan="2">医療局</td><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>健診室</td><td>1　人間ドック等総合健診に関すること。
2　健康相談及び健康教育に関すること。
3　健診室の管理に関するこ</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（病院の内部組織の設置）
第５条　次の表の第１欄に掲げる病院ごとに、同表の第２欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第３欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第４欄に掲げる室を置く。
<table>
<tr><td rowspan="10">鳥取県立中央病院</td><td rowspan="4">医療局</td><td>略</td></tr>
<tr><td>健診室</td></tr>
<tr><td>中央手術室</td></tr>
<tr><td>略</td></tr>
<tr><td rowspan="3">医療技術局</td><td>略</td></tr>
<tr><td>栄養管理室</td></tr>
<tr><td>中央滅菌材料室</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>感染防止対策室</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
（病院の所掌事務）
第６条　病院の所掌事務は、次のとおりとする。
<table>
<tr><td rowspan="2">医療局</td><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>健診室</td><td>1　人間ドック等総合健診に関すること。
2　健康相談及び健康教育に関すること。
3　健診室の管理に関するこ</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

		と。 4　その他総合健診に必要な事項に関すること。
	略	
医療技術局	略	
	栄養管理室	1　患者給食及び栄養指導に関すること。 2　給食材料の購入及び保管に関すること。 3　給食用器機器具の管理に関すること。
看護局		1～4　略 5　病棟及び分べん室の管理に関すること。 6　手術室の運営に関すること。 7　略 8　略
略		
医療安全・感染防止対策室		1　院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2　院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。 3　その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。
手術センター		1　手術に関すること。 2　手術センターの管理に関すること。 3　手術用医療器具の洗浄及び滅菌に関すること。 4　その他手術に必要な事項に関すること。
略		

（職制）

		と。 4　その他総合健診に必要な事項に関すること。
	中央手術室	1　手術に関すること。 2　中央手術室の管理に関すること。 3　その他手術に必要な事項に関すること。
	略	
医療技術局	略	
	栄養管理室	1　患者給食及び栄養指導に関すること。 2　給食材料の購入及び保管に関すること。 3　給食用器機器具の管理に関すること。
	中央滅菌材料室	医療器具の洗浄及び滅菌に関すること。
看護局		1～4　略 5　病棟、手術室及び分べん室の管理に関すること。 6　略 7　略
略		
医療安全・感染防止対策室		1　院内の医療安全管理に関する指導、企画及び調整に関すること。 2　院内の感染防止に関する指導、企画及び調整に関すること。 3　その他医療安全対策・感染防止対策に必要な事項に関すること。
略		

（職制）

<table>
<tr>
<td>第８条　略
２～４　略
５　前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、滅菌材料室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、新病院建設推進室に室長補佐を、手術センター、中央手術センター、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、地域連携センター、臨床研修センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター及び心臓病センターに副センター長を置くことができる。
６・７　略</td>
<td>第８条　略
２～４　略
５　前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、新病院建設推進室に室長補佐を、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、中央手術センター、地域連携センター、臨床研修センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター及び心臓病センターに副センター長を置くことができる。
６・７　略</td>
</tr>
</table>

（鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第２条　鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成７年鳥取県病院局管理規程第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr>
<td>（給料表）
第３条　給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。ただし、遺跡の調査を担当する係長及び文化財主事に適用する給料表は、教育職給料表（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第３号。以下「給与条例」という。）別表第３）とする。
<table>
<tr><th>種類</th><th>適用範囲</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>現業職給料表（別表第３）</td><td>運行管理主任、物流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長（滅菌材料室の副室長に限る。）、現業主事、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</td></tr>
</table>
２～４　略</td>
<td>（給料表）
第３条　給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。ただし、遺跡の調査を担当する係長及び文化財主事に適用する給料表は、教育職給料表（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第３号。以下「給与条例」という。）別表第３）とする。
<table>
<tr><th>種類</th><th>適用範囲</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>現業職給料表（別表第３）</td><td>運行管理主任、物流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、副室長（中央滅菌材料室の副室長に限る。）、現業主事、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</td></tr>
</table>
２～４　略</td>
</tr>
</table>

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

病　院　局　訓　令

鳥取県病院局訓令第１号

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年11月10日

鳥取県営病院事業管理者　渡　部　哲　哉

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局被服交付規程（平成７年鳥取県病院局企業訓令第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第２条関係）					別表（第２条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	員数	標準使用期間（月）	摘要	被服の交付を受ける職員	品目	員数	標準使用期間（月）	摘要
１　院長、副院長（医師の職務に従事する者に限る。）、医療局長、医療局の副局長、部長（医療局の部長に限る。）、センター長（医師の職務に従事する者に限る。）、副センター長（医師の職務に従事する者に限る。）、室長（医師の職務に従事する者に限る。）、医長、副医長、副室長（医師の職務に従事する者に限る。）、医師及び歯科医師の職務に従事する職員	略				１　院長、副院長（医師の職務に従事する者に限る。）、医療局長、医療局の副局長、部長（医療局の部長に限る。）、センター長、室長（健診室長、中央滅菌材料室長、血液浄化室長、新生児集中治療室長、がん相談支援室長、内視鏡室長、化学療法室長及び画像診断室長に限る。）、医長、副医長、副室長（女性職員支援室の副室長（医師の職務に従事する者に限る。）、臨床研修支援室の副室長及び新生児集中治療室の副室長に限る。）、医師及び歯科医師の職務に従事する職員	略			
略					略				
13　副院長（看護師の職務に従事する者に限る。）、看護局	略				13　副院長（看護師の職務に従事する者に限る。）、看護局	略			

長、看護局の副局長、医療技術局の副局長（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、センター長（看護師の職務に従事する者に限る。）、副センター長（看護師の職務に従事する者に限る。）、室長（女性職員支援室長に限る。）、副室長（看護師の職務に従事する者に限る。）、看護師長、副看護師長、副主幹（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、看護主任、歯科衛生主任、看護師、准看護師及び歯科衛生士の職務に従事する職員		長、看護局の副局長、医療技術局の副局長（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、副センター長、室長（女性職員支援室長に限る。）、副室長（医療安全・感染防止対策室の副室長、女性職員支援室の副室長（看護師の職務に従事するものに限る。）及びがん相談支援室の副室長に限る。）、看護師長、副看護師長、副主幹（歯科衛生士の職務に従事する者に限る。）、看護主任、歯科衛生主任、看護師、准看護師及び歯科衛生士の職務に従事する職員	
略		略	
22　滅菌材料室の副室長及び医療助手の職務のうち主として医療器具の滅菌の業務に従事する職員（男子）	略	22　中央滅菌材料室の副室長及び医療助手の職務のうち主として医療器具の滅菌の業務に従事する職員（男子）	略
23　滅菌材料室の副室長及び医療助手の職務のうち主として医療器具の滅菌の業務に従事する職員（女子）	略	23　中央滅菌材料室の副室長及び医療助手の職務のうち主として医療器具の滅菌の業務に従事する職員（女子）	略
略		略	

附　則

この訓令は、平成27年11月10日から施行する。